

★助成対象承認通知を受けた方へ

都市防



今後、下記の流れで必要書類をご提出ください。

□印の書類が必要です。□印の書類は該当する場合提出。※印の書類は除却費助成を受ける場合提出。

- ① 助成対象承認通知書の受取 助成金交付に必要な事項が記載されています。保管よろしくお願ひします。



(除却含む場合) 従前建物の除却工事着手→完了



- ② (除却含む場合) 除却工事完了報告※ 除却工事完了後速やかに提出
※除却工事が完了した時点で、区担当者に先にご一報お願ひします。

- 除却工事完了報告書（第2号の3様式）※・添付書類は後日提出可

◎

| | | |
|------|---|---|
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> 除却工事請負契約書の写し※ | 契約者、施工業者、工事内容等、見積書と同一であること 請書の場合、注文書写しもあわせて提出する |
| | <input type="checkbox"/> 除却工事領収書の写し※ | 金額に変更がある場合は変更額の内訳がわかる書類を添付してください。 |
| | <input type="checkbox"/> 整地後の現況写真（2方向以上）※ | 申請時の現況写真との比較ができるよう、同一の角度で撮影 敷地全体の除却状況が確認できるもの |
| | <input type="checkbox"/> 建築リサイクル法に基づく届出済みであることを証するもの※ | 除却建築物の床面積 80 m ² 以上の場合、法に基づく届出が必要です。 書面申請：「届出書」副本写し、電子申請：「受領書」写しを提出 |

(区による現地確認) 区職員による現地確認を行います。立会は不要です。更地の写真撮影を行います。

- ③ 建築工事着手報告 建築工事着手後提出

- 建築工事着手報告書（第3号様式）



計画建物（新築建物）の建築工事→完了



- ④ 建築工事完了報告 建築工事完了後速やかに提出

- 建築工事完了報告書（第5号様式）・添付書類は後日提出可

◎

| | | |
|------|--|--|
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> 竣工写真（2方向以上） | 申請時の現況写真との比較ができるよう、同一の角度で撮影 接道・外構等の状況が確認できるもの 緑化計画書提出の場合は、植栽の大きさがわかる写真も添付 住宅型不燃建築物助成を受ける場合は、標示板の写真も添付 |
| | <input type="checkbox"/> 検査済証の写し | 対象承認申請時の建築確認済証に対応した検査済証であること 確認申請の内容を変更した場合は、建築工事変更承認申請が必要です。 |
| | <input type="checkbox"/> 不燃材（準不燃材）に関わる出荷証明書・認定書の写し | ガス設備がなくオール電化（IH コンロ等）の場合は不要です 出荷証明書と認定書のつながりがわかるものを提出 |
| | <input type="checkbox"/> 引越代金領収書写し、仮住居の賃貸借契約書写し、仮住居家賃の支払証明、新築建物居住後の住民票 | 仮住居、動産移転助成を受ける場合のみ必要 住民票は、新築建物に居住していることがわかるもの 「仮住居家賃の支払証明」は領収書、振込明細書、通帳の写しなど |
| | <input type="checkbox"/> 新築建物の建物全部事項証明書 | 「共同建築費助成（大都市型含む）」の場合のみ必要 |
| | | |

(区による現地確認) 日程調整のうえ、区職員による現地確認を行います。

建物内も確認しますので、当日現地立会をお願いします。建物内外の写真撮影もあわせて行います。

- ⑤ 助成金交付申請 建築工事完了報告後に提出

- 助成金交付申請書（第6号様式）

◎

(助成金交付決定) 区による内容審査後、助成金交付を決定し「助成金交付決定通知書」を発行します。

※○印：大田区指定様式（様式は大田区 HP 参照）

※2面に続く

※1面から続く

⑥ 助成金交付請求 交付決定通知書発行後に提出

 助成金交付請求書（第8号様式）◎ 口座振替依頼書 ◎

印は助成金交付請求書の印と同一のものを押してください。
建替えする方（申請者）が複数名義の場合「助成金受領委任状」が必要です。
助成金は代表者の方に一括して支払います。

区で手続後、指定口座に助成金をお振込みします。（交付請求後3～4週間程度かかる場合があります）

★建物の付帯工事（塀や駐輪場の設置）を行う際のご注意

羽田地区では、別紙ご注意案内文のとおり、建物付帯工事を別業者に発注などする場合、地区計画の基準等に沿って適切に工事がなされるよう、ご注意ください。（例）道路に沿った垣柵の設置など

★建築内容に変更があった場合

建築内容に変更があった場合（確認申請に変更があった場合の他、壁紙やキッチンパネル等の不燃材の変更や、植栽計画に変更があった場合等）、建築変更承認申請を行う必要があります。区担当者にご連絡の上、建築工事完了報告前に下記の書類をご提出ください。

 建築変更承認申請書（第4号様式）◎

添付書類

 建築確認済証（変更）の写し

建築確認申請に変更があった場合

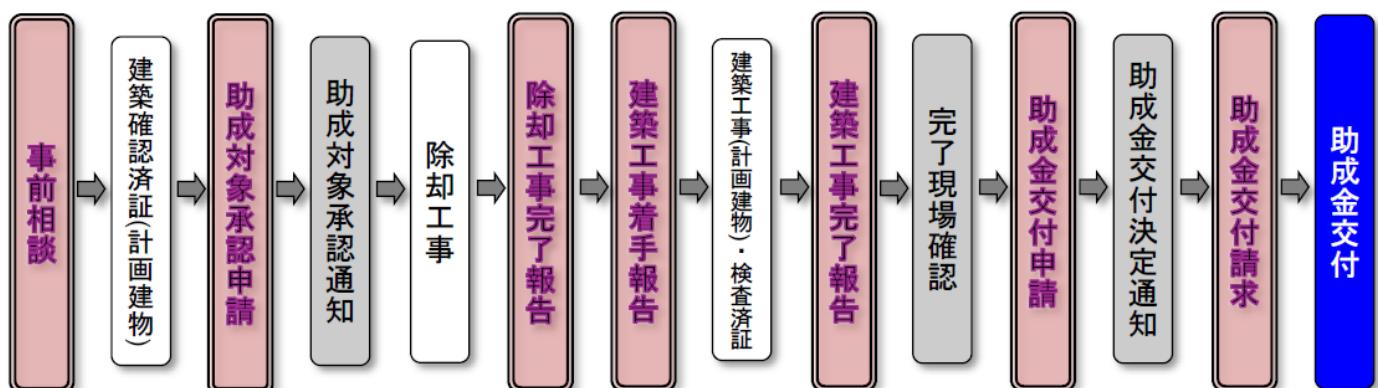
 建築確認申請書副本（変更）の写し 変更内容がわかる書類・図面

※◎印：大田区指定様式（様式は大田区HP参照）

★制度全般に関する注意事項

助成金の承認申請から交付までの間に翌年度にまたがるものについては、議会が翌年度予算を承認後、助成金の完了手続きを行うまで交付は確定しませんのでご了承ください。

(参考) 助成までの全体の流れ



【問い合わせ先】大田区 まちづくり推進部 防災まちづくり課 市街地整備担当

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号 電話 03-5744-1338（直通）